

DVの特徴 ―なぜ逃げるできないのか―

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

無力感

➡被害者は暴力をふるわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることがあります。

経済的な問題

➡夫の収入がなければ生活することが困難な場合には、今後の生活を考え、逃げることができないこともあります。

失うもの

➡夫から逃げる場合、仕事をやめなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものがあります。

複雑な心理

➡「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

子どもの問題

➡子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題が気になり、逃げることを踏み切れないこともあります。

子どもに与える影響 ―児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)―

子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、子どもの心身の発達に大きな影響を与えるとして、「児童虐待（心理的虐待）」にあたります。

暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

また、長い間、配偶者等から暴力を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。



ご相談ください ―DVは被害者ひとりの力で解決できる問題ではありません―

「怖くて逃げられない」「経済的に不安定」「子どものために家庭を壊したくない」などと思って我慢していませんか。まずは、相談機関に相談してください。

相談機関		電話番号等	受付時間
杉戸町	人権・男女共同参画推進課	☎(33) 1111 (内線217)	8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
	女性相談員・カウンセラーによる女性相談		毎月第1・3水曜日 13時～16時(要予約)
埼玉県	婦人相談センター	☎048(863) 6060	月～土曜日 9時30分～20時30分 日曜日・祝日 9時30分～17時
	男女共同参画推進センター With Youさいたま	☎048(600) 3800	月～土曜日 10時～20時30分 (第3木曜日・祝日を除く)
内閣府	DV相談ナビ	☎0570-0-55210	各相談機関の受付時間内
	DV相談 + 詳しくは右QRコードをご覧ください	①電話相談 ☎0120-279-889 ②メール相談 ③SNS相談 ④外国人向け相談	①24時間受付 ②24時間受付 ③12時～22時 ④24時間受付

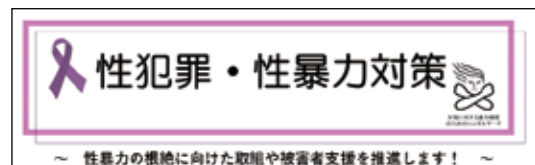
※ご覧になったホームページの履歴は一時保存されますので、同じパソコンを共有している人に履歴がわかってしまうことがあります。万が一に備え、閲覧後に履歴の削除をおすすめします。

◎緊急・危険性がある場合は、迷わず110番通報をしてください。

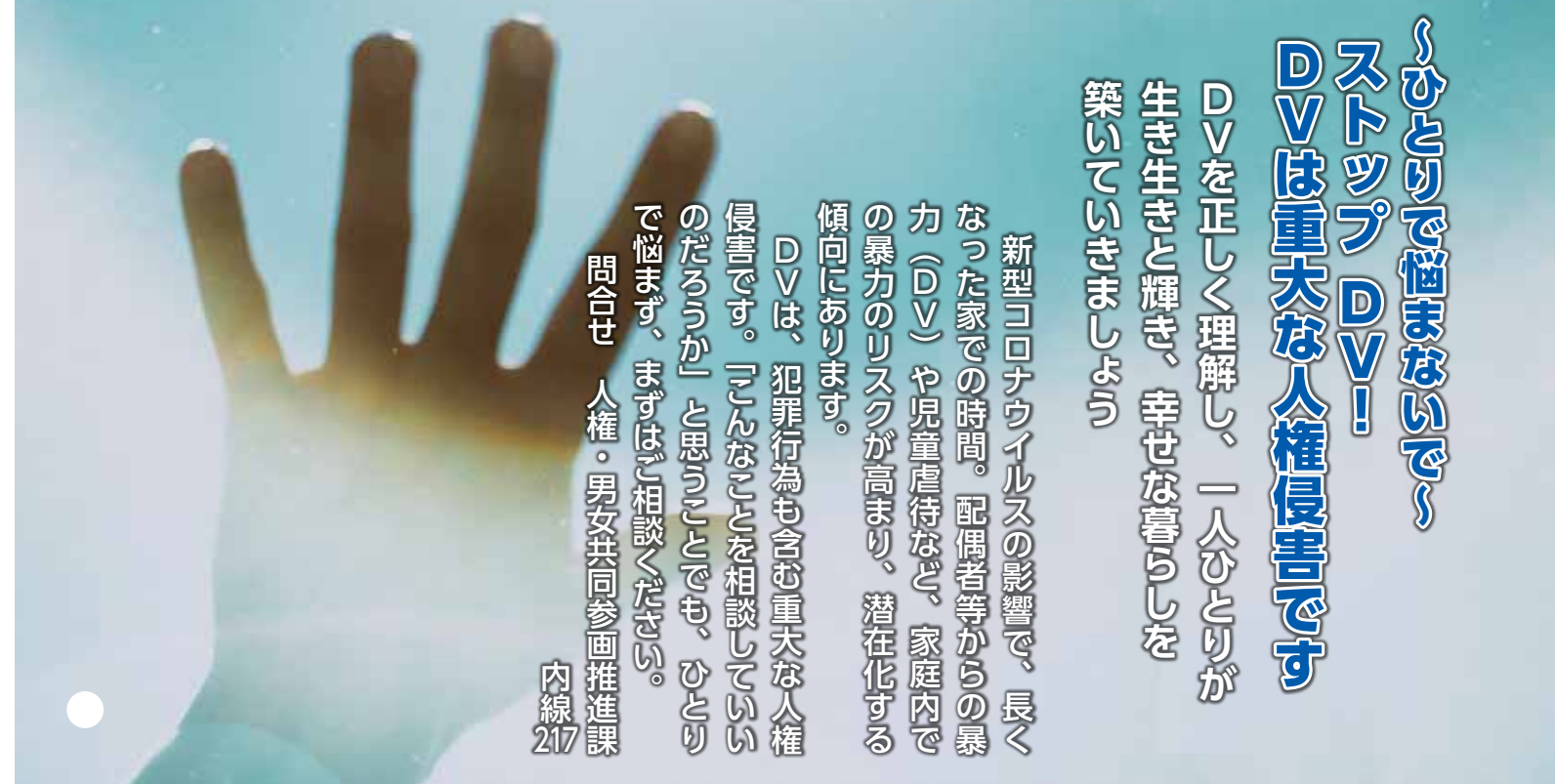
■「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します <期間：11月12日(木) から25日(水) までの2週間>

この運動は、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。特に、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のため、意識啓発や教育の充実を図ります。

今年度は、「性暴力を、なくそう」をテーマに取り上げます。



『出典：内閣府HPより』



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)人からふるわれる暴力をいいます。

多くの被害者は女性です。暴力の原因として、夫が妻に暴力をふるうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。



◆思い当たることはありませんか？

相手からの支配があるかのチェックリストです。チェックリストにいくつか当てはまる場合は力の差があり、相手からコントロールされている関係の可能性があります。〇〇の中をパートナーに置き換えて考えてみてください。

- | | |
|---|--|
| ☐ 〇〇の言うことは絶対だ | ☐ 自分の希望を〇〇に伝えるのはとてもエネルギーがいる |
| ☐ 〇〇が帰ってくると緊張する | ☐ 自分がどう感じるかよりも〇〇が怒らないかが基準となっている |
| ☐ 〇〇に自分の本音は絶対に言えない | ☐ たとえ間違っていると思って〇〇に同調しなくてはならない |
| ☐ 〇〇が機嫌が良い状態であるためにはどんなことでもすると思う | |
| ☐ 〇〇が怒りだすと、なんとかなだめようとしてしまう | |
| ☐ どんなに自分が楽しんでいても、〇〇の機嫌が悪くなるともう楽しむことは出来ない | |

『傷ついたあなたへ～わたしがわたしを大切にすること～』 レジリエンス著 梨の木舎より一部抜粋・編集

DVの形態 ―なぐる、けるだけが暴力ではありません―

身体的なもの

- ・なぐる、ける、物を投げつける
- ・首をしめる、腕をねじる
- ・刃物などの凶器を体につきつける
- ・髪をひっぱる

精神的なもの

- ・大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」などの暴言
- ・友人、実家との付き合いを制限、行動を監視する
- ・何を言っても無視する

性的なもの

- ・望まない性行為の強要
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる

経済的なもの

- ・お金を取り上げる
- ・生活費を渡さない
- ・仕事を辞めさせたりする